

申27号

人事・賃金制度の見直しに関する

第2次解明交渉第10回目 ②



**確認事項**

～詳細は交渉のポイントをご覧ください!～

◇第86項 初任給調整手当廃止の根拠について

- ・これまでの手当は、世間との水準を調整し、人材を確保するために必要だったが、初任給を引き上げることによって十分に確保できることから廃止とした。
- ・初任給については、他の企業と比べ、都市手当等を加味しても遜色ない。

◇第87項 日直・宿直手当の見直しが必要になる根拠について

- ・見直しについては、関係法令に定められた水準(1日平均賃金の1/3)に抵触する場合、見直しが必要となる。

◇第88項 役割手当支給者に対する超勤の計算方法について

- ・役割手当は、下式のとおり、1時間当り賃金額の計算に含めて算定する。

$$1 \text{ 時間当り賃金額} = \frac{\text{基本給} + \text{都市手当} + \text{役割手当}}{149.9} \quad (\leftarrow \text{運転士の所定労働時間})$$

- ・途中で役割が変更になった場合の計算方法は現行と同様に日割り計算となる。

◇第89項 「長・助役」発令者の5・6号俸加算の新制度における取り扱いについて

- ・任用の基準に則り運用している。
- ・指定職発令時に、取り扱いとして減じることは現行と変わらない。

◇第91項 号俸管理をなくした場合の組合員の賃金把握の方法について

- ・制度移行時の金額がわかれば、その後は金額管理なので単純に計算していくしかない。
- ・本人にとってもシンプルでわかりやすいつくりになっている。

**一般社員の解明交渉終了!**

**引き続き医療社員の解明交渉を進めます!**

**組合案の実現に向け職場から議論を巻き起こそう!!**

次回交渉(医療)は、  
9月1日予定